

玉名市地域公共交通会議の組織及び運営に関する規則

平成27年3月31日

規則第10号

改正 平成27年9月30日規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、玉名市附属機関の設置等に関する条例（平成27年条例第2号）第6条の規定に基づき、玉名市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 交通会議は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための玉名市地域公共交通総合連携計画及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号国土交通省総合政策局長、鉄道局長、自動車局長、海事局長、航空局長通知）に基づく生活交通確保維持改善計画の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(会長及び副会長)

第3条 交通会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 交通会議の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することが適当でないと議長が認めるときは、交通会議に諮った上で公開しないことができる。

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求

め、意見を聴くことができる。

(平 2 7 規則 4 8 ・旧第 4 条繰下)

(守秘義務)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(分科会)

第 7 条 交通会議に、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、この規則の施行後及び玉名市附属機関の設置等に関する条例第 5 条第 1 項に規定する任期が満了した後最初に開く交通会議の会議については、市長が招集する。

附 則 (平成 2 7 年 9 月 3 0 日規則第 4 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。